

5.22 BC共同本人 訴訟裁判はじまる！！

5月22日、大阪地方裁判所611号法廷において、第1回BC共同本人訴訟裁判が行われました。この裁判は、昨年度末のボーナスに於いてJR東海労の4名の組合員（大阪第二運転所分会 山口さん・名古屋車両所 田川さん・大阪仕業検査車両所分会 島津さん、渡邊さん）が、会社による恣意的判断によって5%カットされたものによるものです。

この裁判の中で、原告を代表して山口さんが、「私には減額される理由などまったくなく、身に覚えが無い減額であり納得がいかず、絶対に許せません。」と会社に対するみんなの怒りとともに意見陳述をされました。次回は、9月4日14時40分と決まり、第1回BC共同本人訴訟裁判が終了しました。



今後も、名古屋車両所分会は多くの仲間とともに、本人訴訟で闘う4名の仲間を支援し奮闘します。

本人訴訟で闘う仲間を分会は支援しよう！！